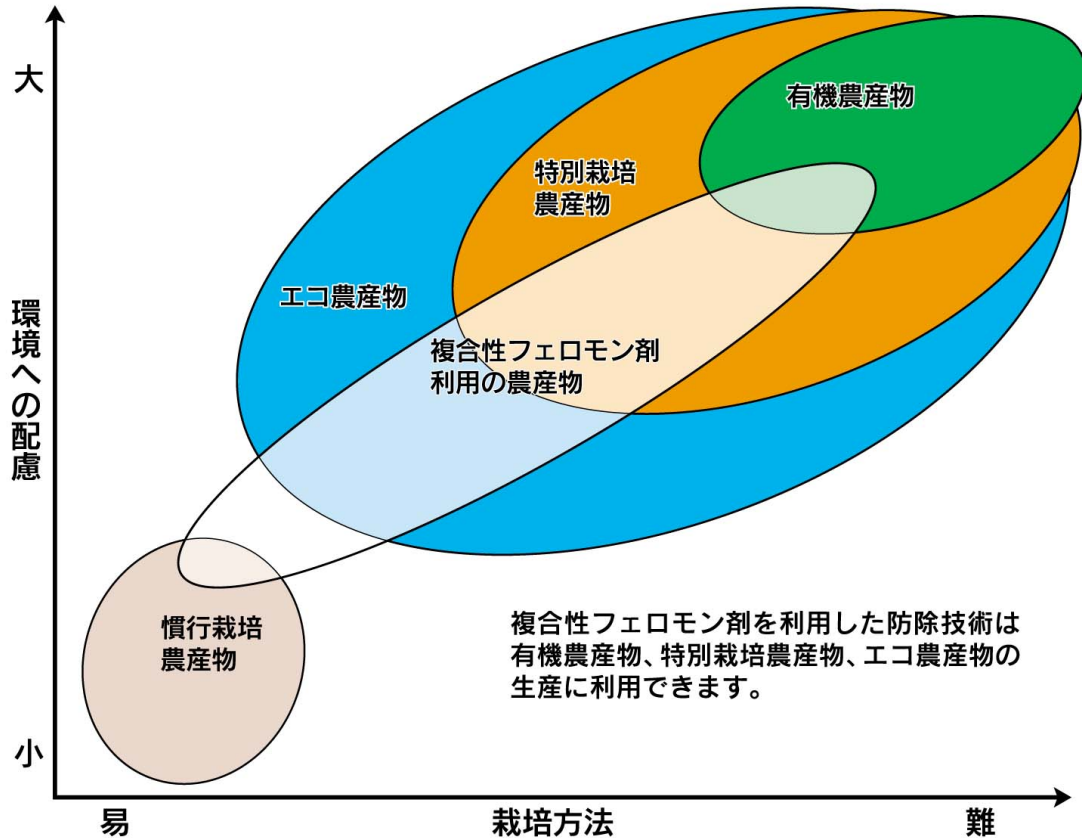


福島県では人と環境にやさしい農産物を応援しています!!

各農産物における栽培方法の難しさと環境への配慮のイメージ



有機農産物

- 果樹（多年生）は収穫前3年以上、野菜・米は播種又は定植前2年以上、化学肥料及び化学合成農薬を使用しないほ場で生産された農産物をいいます。
- 国（農林水産省）の登録認定機関による認証が必要で、認証を受けた有機農産物には、「有機JASマーク」を貼付しなければなりません。

特別栽培農産物

- 化学肥料と化学合成農薬の双方を地域で一般的に使用されている量より50%以上減らして栽培された農産物をいいます。
- 本県においては、平成13年12月に県独自の認証制度を創設し、平成14年産の農産物から適用しています。
- 特別栽培農産物は、県の登録認定機関の認証を受けると、「認証票」を付して販売することができます。

持続性の高い生産方式による農産物（エコ農産物）

- たい肥を活用した土づくりと化学肥料及び化学合成農薬の使用低減（20%以下）を一体的に行う生産方式に関する「導入計画」を策定し、知事の認定を受けた農業者をエコファーマーと呼んでいます。
- このエコファーマーが「導入計画」に基づき生産した農産物を「エコ農産物」と呼んでいます。
- エコ農産物には、全国環境保全型農業推進会議（事務局：JA全中）が作成した「エコファーマーマーク」を付して販売することができます。

複合性フェロモン剤利用による農産物

- 複合性フェロモン剤を利用し、慣行栽培に比べ殺虫剤を削減して栽培した農産物を福島県環境にやさしい園芸農業推進協議会が承認したものです。
- 承認された農産物には、統一表示「環境保全宣言マーク」を付して販売することができます。
- 現在は、果実（もも、なし、りんご）で実施しています。